

# 登録統計調査員の概要

◎古河市における登録統計調査員の概要です。統計調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

## 1. 登録統計調査員とは

行政区等から推薦された統計調査員は、各種統計調査に従事する統計調査員の候補者として調査員として登録をさせていただき、同時に古河市統計調査員協議会の会員として登録されます。

各種統計調査をおこなう統計調査員は、原則として実施される統計調査の内容、規模、居住地域等を考慮の上、登録統計調査員の中から選出し市役所から依頼します。

統計調査の種類によって、必要とする統計調査員の人数が異なります。登録された方全員に毎回調査を依頼することはありません。

《古河市登録調査員数 約230名》

<調査ごとの従事調査員数（予定）>

- 国勢調査 ⇒ 約600名
- 農林業センサス ⇒ 約170名
- 経済センサス ⇒ 約70名
- 住宅・土地統計調査 ⇒ 約90名
- その他、県で行う調査や規模の小さい調査等をお願いする場合があります。

## 2. 国の選考基準

- ・原則として20歳以上の方
- ・秘密の保護に関し、信頼のおける方
- ・税務・警察・選挙に直接関係のない方
- ・暴力団員でない方及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方

## 3. 調査員の身分と手当

統計調査員の身分は、調査を行うたびに任命される非常勤の公務員です。統計調査員として任命されている期間は、行政機関に勤務する公務員と同様の身分を持つこととなります。

また、統計調査員には調査で知り得た事柄を人に漏らしてはならないという守秘義務が課せられています。

統計調査員の手当は、統計調査に従事していただいた後に統計調査員手当として報酬をお支払します。調査の種類や日数・件数などを考慮した金額をお支払いすることとなります。

裏面に続きます

## 4. 調査区域について

調査区域は、調査漏れ・二重調査の防止や統計情報の継続性を確保するため、不変性の高い道路・水路・大字界等で区切られ、実施される統計調査ごとに区域割りが異なります。このため、行政区の区域を越えた調査をお願いすることがあります。

また、調査対象となる世帯や事業所についても、行政区等への所属の有無に関係なく調査対象として訪問していただくこととなりますのでご理解ください。

## 5. 調査活動の内容

主な調査活動については下記のようになります。活動期間は約2～3ヶ月です。

市役所から統計調査員として依頼される



市役所等が開催する統計調査員説明会に出席する



担当する調査区の範囲と調査対象を確認し、調査票の記入を依頼する



記入された調査票を回収し、記入内容を点検・提出に備え整理する



調査票など調査関係書類を市役所等に提出する



統計調査員へ報酬が支払われる

## 6. その他

統計調査員としての活動は、土日のみならず平日に実施することが多くなりますので、平日における調査活動が可能な方を登録統計調査員として推奨しております。

【問合せ先】

企画課 統計係（総和庁舎）

TEL 92-3111（代表）